

# アピアランスケア推進事業 Q & A

## 1 助成対象者について

No.	質問	回答
1	現在福岡市に住んでいますが、購入したときは別の自治体に住んでいました。助成対象になりますか？	申請日時時点で福岡市に住民票を有していれば対象になります。 ただし、福岡市以外の自治体に住民票があった方は、別途書類が必要になる場合がありますので、申請前にお問い合わせください。
2	過去のがん治療で生じた脱毛や乳房切除のために医療用ウィッグや補整下着を購入したのですが、助成対象になりますか？	申請日より一年以内に購入したものであれば対象になります。
3	助成対象者に年齢制限はありますか？	ありません。 ただし、未成年者が対象となる場合は、法定代理人（親権者、未成年後見人）が申請者となります。
4	今回助成を受けた後に、再発や転移で再度医療用ウィッグや補整具が必要になった場合は、助成対象になりますか？	申請は、1人1区分1回ですので、助成を受けた区分は対象になりません。
5	世帯の市民税のうち所得割課税年額が23万5千円未満はだいたいどのぐらいの収入が該当しますか？	市民税は個人にかかる税金であり、収入がある方の人数や家族構成等の違いがあるため、収入の基準を示すのは困難ですが、例えば、収入がある方が1人で給与収入の場合、約600万円以下であれば対象となります。 なお、アピアランスケア推進事業の案内ページに、市民税の試算ができる「個人市県民税の試算と申告書の作成（外部リンク）」を掲載しておりますのでご活用ください。

## 2 助成対象経費について

No.	質問	回答
1	助成対象の用具は、何個買っても対象になりますか？	個数制限はありませんが、助成額は購入した物の合計金額の半額と各区分の上限額を比べて、金額が低い方となります。
2	消費税分は助成対象になりますか？	本体価格+消費税が助成対象金額となります。
3	レンタル利用は対象になりますか？	対象になりません。購入の場合のみ対象となります。
4	ポイントやクーポンで支払った金額は対象となりますか？	対象になりません。購入費用からポイントやクーポンを利用した額を差し引いた金額が助成対象となります。

### 3 助成対象用具について

No.	質問	回答
1	医療用ではないウィッグは対象になりますか？	対象になりません。 「医療用ウィッグ」と明記された領収書の提出をお願いします。
2	部分用ウィッグでも助成対象になりますか？	医療用ウィッグであれば、対象になります。
3	助成対象用具を自作した場合、助成対象になりますか？	対象になりません。 購入したものののみ対象となります。
4	医療保険（健康保険）で購入した弾性着衣だけでは足りないので、自費で買い足しました。助成対象になりますか？	自費で購入したものののみ対象になります。
5	乳房再建手術を受けました。手術費用は助成対象になりますか？	手術費用は対象になりませんが、自分で装着する人工乳房や人工乳首等は対象になります。

### 4 申請に必要な書類について

No.	質問	回答
1	クレジットカード決済やインターネットで購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか？	領収書が発行されない場合は、購入内容及び支払内容が確認できる書類を提出してください。  <u>購入内容が確認できる書類</u> ・購入した用具が掲載されているパンフレットやカタログ等  <u>支払内容が確認できる書類</u> ・レシート、クレジットカード利用明細書、インターネット購入の場合は、注文の受注確認のメールを印刷したものや納品書等の書類をお送りください。

### 5 その他

No.	質問	回答
1	医療用ウィッグや補整具にどんなものがあるのか、どれを選んだらよいのかわかりません。また、治療や療養生活についても悩んでいます。どこに相談したらよいのでしょうか？	がん診療連携拠点病院に設けられている「がん相談支援センター」で相談できます。その病院で治療を受けていなくても相談は可能です。なお、それぞれ相談料はかかりません。電話での相談もできます。  【がん相談支援センター一覧】 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gansoudanshiensenta.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gansoudanshiensenta.html</a>